論文

バスク語の存続・教育から対外普及へ ーエチェパレ・インスティテュートをめぐる論点ー

名古屋工業大学 萩尾 生

1. 問題の所在

世界には、英国のブリティッシュ・カウンシル、フランスのアリアンス・フランセーズ、ドイツのゲーテ・インスティテュート、中国の孔子学院、韓国の世宗学堂など、自国の言語あるいは文化を対外的に普及する使命を帯びた機関が存在する。これらの機関は、当該国中央政府の援助を直接ないし間接に受けながら、当該国の国家公用語とその国内で営まれる文化の対外普及に邁進する(1)。

言語の対外普及政策に関する研究は、International Journal of the Sociology of Language 誌の第95号(1992年)と第107号(1994年)の特集によって、その裾野が大きく開拓された。なかでも、英語の対外普及については、同時期に刊行された津田幸男の『英語支配の構造』(1991年)やロバート・フィリップソン Robert Phillipson の Linguistic Imperialism (1992年)などが、英語の広範な使用が喚起している諸問題を、植民地政策などの歴史的な観点を踏まえて捉え直し、論議を呼んだ(2)。その一つの帰結は、英語第二公用語化をめぐる議論が白熱していた日本において、三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』(2000年)に集約された。また、やや遅れて、国内学会誌としてはおそらく初めて、日本比較教育学学会が、『比較教育学研究』第37号(2008年)において、対外言語政策を特集している。

以上の一連の研究には、ごく一部の例外を除き、二つの共通点が確認される。一つは、対外言語普及政策を、「ソフト・パワー」(3)を行使する「文化外交」ないし「パブリック・ディプロマシー」として、外交戦略の一環とみなす視座である。もう一つは、普及の対象となる言語が任意の国家の国家公用語であることに対する暗黙の了解である。

ところがスペインの場合、国家公用語たるカスティーリャ語(スペイン語)の対外普及を担うセルバンテス文化センター(4)のほかに、国家公用語でないバスク語とカタルーニャ語についても、サブ・ナショナルなレベルの自治州政府が、国境を越えた対外普及策に近年着手している。具体的には、バスク語の場合、バスク自治州政府が所轄するエチェパレ・インスティテュートを通して、カタルーニャ語の場合、カタルーニャ自治州政府とバレアレス諸島自治州政府が共同で管轄するラモン・リュイ・インスティテュート(5)を通して、それぞれ言語の対外普及が実践されているのである。

言語の対外普及政策を外交戦略の一環と見なすことについて、現時点で異論は少ないだろう。しかし、国家公用語でない言語の対外普及を、サブ・ナショナルな政治・行政単位が国境を超えて推進する施策については、その事例が少ないこともあり、ほとんど先行研究がない。また、上述した対外言語政策研究は、多くが外国語教育の方法論や外国語習熟度の効率分析に終始しており、そうでない場合は、「言語ナショナリズム」や「言語帝国主義」という用語に象徴されるとおり、国家戦略との関連において、外交政策論あるいは覇権論の観点からの分

析に頼る傾向が強かった。

これに対し本稿は、バスク語の事例を参照しながら、国家公用語でない「少数言語」を対外的に普及することの論理と論点を、言語政策研究の観点から掘り下げ、比較検討の新たな座標軸を供する第一段階として位置づけられる。

2. エチェパレ・インスティテュートの設置趣旨と組織概要

エチェパレ・インスティテュートは、スペインのバスク自治州議会が可決した『エチェパレ・インスティテュートの設立と規制に関する2007年4月20日付け法律第3号』(以下『設置法』)によって、その設置が法制化された。本文全12条に加えて三つの補則規定と二つの最終規定から成る本法は、バスク語とカスティーリャ語(スペイン語)の2言語で書かれ、ともに正文である。



【図1】 エチェパレ・インスティテュートのロゴ

まず、冒頭の法案提出理由説明において、エチェパレ・インスティテュートを設置するに至った経緯が述べられる。それを簡約すると、次のようになろう。グローバル化の進行した現代にあって、バスク地方は自らの殻に閉じこもる孤立した地域ではあり得ず、世界に開けた地域とならざるを得ない。世界との係わり方において、バスク地方は、その独自性によって立つポジティブなイメージを反映させることが必要である。その役割を担うことができるのは、バスク民族の文化的遺産であり、かつまたアイデンティティの根源的要素であるバスク語であろう。公的権力には、バスク語を、バスク民族のアイデンティティの証やコミュニケーションの道具として保障するだけでなく、多言語社会に開かれた近代的な言語としても、維持していく責任がある。

こうした任務を遂行する機関として設置されたのがエチェパレ・インスティテュートであり、その目的は、『設置法』第1条が明記するがごとく、「バスク自治州の外部における、バスク語とバスク文化の振興、普及、反映」にある。より具体的な目標は、第3条に列挙されている以下の六項目である。①バスク語の教育・研究・使用の世界的振興。②バスク文化の周知と普及に対する貢献。③バスク地方と在外バスク系同胞コミュニティとの橋渡し。④バスク語の国際的認知の擁護。⑤上述の活動の質を向上させるための方策推進。⑥高等教育機関におけるバスク文化研究の振興。

機関の性格は、『設置法』第2条が規定するように、「民法上に根拠を置く公共法人」であり、 バスク自治州政府文化省の所轄下にある。しかし、その活動は、自治州政府の対外政策、言 語政策、文化政策といった、より大きな枠組みの中で実践される。

機関の組織構成を見ると、その公的性格がよくわかる。エチェパレ・インスティテュートは、評議会、役員会、事務局の三つから構成される。まず、評議会は31名のメンバーを抱える。内訳は、バスク自治州政府首班をはじめ、州政府の文化省大臣ほか、対外政策、文化、教育、言語政策、財務の各部局からの代表1名ずつ、計7名が州政府を代表する。そして、自治州を構成するアラバ、ビスカーヤ、ギプスコアの3県の県政府から各1名が選ばれる。さらには、バスク語アカデミーやバスク研究協会や州立バスク大学などの学界関係者15名、州議会が選出する代表5名、そして事務局長1名である。つぎに役員会は、自治州政府文化省の大臣ないし副大臣、州政府の対外政策、言語政策、財務の各部局から代表1名、州政府の任命する者2

名、事務局長1名の計7名から成る。最後に、事務局は局長以下若干名の職員から構成される。逆ピラミッド型の頭でつかちの印象を受ける組織構成だが、その活動が自治州政府の意向をかなり反映したものであることは明白であろう。

エチェパレ・インスティテュートは、ギプスコア県のドノスティア(サン・セバスティアン)市に本拠を置く。現事務所は仮の施設であり、2015年を目処に、同市内の国際現代文化センター内に移転する予定である。なお、エチェパレ・インスティテュートは、事務所以外に独自の建物を持たない。同機関の対外活動は、後述するように、多くが現地の大学や各種文化団体などとの協力によって実践されている。

以上が、『設置法』に基づいて概観した、エチェパレ・インスティテュートの設置趣旨と組織概要である。いまここで留意しておきたいことは、次の3点である。

第1に、エチェパレ・インスティテュートの使命は、バスク語の対外普及とバスク文化の対外普及の二つに要約できよう。しかし、これらの任務遂行に用いる言語は、バスク語に限定されない。作業言語は、バスク自治州の公用語であるバスク語とカスティーリャ語の2言語である(『設置法』第1条)。カスティーリャ語を用いたバスク語に関する講義やバスク文化のパフォーマンスも、想定されているのである。

第2に、言語ないし文化の対外普及活動の前提は、普及すべき言語の規範あるいは文化の枠組みが備わっていることである。バスク語の場合、1960年前後より興った言語復権運動の過程で、1968年にバスク語アカデミーが提唱した共通書きことばの「統一バスク語 euskara batua」が 1980年代までに完成し、今日のバスク社会に受容されている。普及の対象となるのは、この「統一バスク語」である。一方、バスク文化の定義づけは困難であるが、バスク自治州政府は、2004年に「バスク文化計画」10か年戦略プランを発表し、公的機関として初めて「バスク文化」の定義づけを試みた。同プランにおいて、「バスク文化」は、①先祖代々継承されてきた固有文化、②外来ながらも固有の文化に変容した文化、③都市部で展開するハイブリッドな文化の3種類から成ると、まがりなりにも規定された。この緩やかな枠組みに入る文化が、あまねく普及の対象となるであろう。

そして第3に、「言語・文化の対外普及」と言う時、「何」に対する「外」なのかが問われる。『設置法』第1条によれば、それは「バスク自治州」という地政学上の領域に対する「外」である。これは、バスク・ナショナリズムが措定するバスク・ホームランドとの確執を喚起するであろう。というのも、バスク・ナショナリストにとってのバスク・ホームランドとは、バスク自治州にナバーラ自治州とフランス領バスク地方を加えた、より広範な領域を指すからである。

そもそも「対外」という語彙じたいに、「ウチ」と「ソト」の境界区分論理が内包されている。したがって、「ソト」を分析し規定することは、はからずも「ウチ」を画定することに繋がる。例えば、対外活動が実践されている地理的空間(領域性)や対外普及策の受益者の出自(民族性)を分析することで、バスクの人びとが無意識のうちに「ウチ」と見なしている空間領域や民族意識をあぶり出すことができるかもしれないのである。

これらの論点には、本稿の第4節で立ち返ることになろう。しかしその前に、エチェパレ・インスティテュートの活動の実際を見ておきたい。

3. エチェパレ・インスティテュートの活動の実際

エチェパレ・インスティテュートの『設置法』は2007年に発布された。けれども、その活動が本

格化するは、2010 年以降のことである。『設置法』はエチェパレ・インスティテュートの機関としての理念と活動内容の大枠を定めただけであり、具体的な活動を展開するための実施細則などの諸規定を別途策定する必要があったからである。また、2009 年3月のバスク自治州議会選挙の結果、1979 年の自治州成立以来つねに政権の座にあったPNV(バスク・ナショナリスト党)に代わって、全国政党で非バスク・ナショナリストであるPSOE(スペイン社会労働党)が政権を奪取した。この政権交代により、従前のPNV路線を軌道修正するための時間を要し、エチェパレ・インスティテュートの本格的活動の開始がさらに遅れたという事情もあった。

エチェパレ・インスティテュートが 2010 年から 2011 年にかけて展開した活動は、いくつかに 分類可能である。

まずは、バスク語の存在を周知させるキャンペーン活動である。キャンペーン活動には、エチェパレ・インスティテュート自ら主催するものと、第三者が主催するイベントにエチェパレ・インスティテュートが参加するものとがある。

前者の代表例は、「ユニヴァーサルなバスク語 Euskara Mundiala」と呼ばれる、ウェブサイトを用いたキャンペーンであろう。所定のサイト(6)にアクセスすると、いくつもの諺や日常語や早口言葉がバスク語で録音されている。ビジターは一つのフレーズを選択し、それが自分の選ぶ言語(英語、西語、仏語を想定)に翻訳されるのを聞くことができるし、ウェブカメラを通して自ら発声して録音録画し、同サイトにアップロードすることもできる。さらに、ビジターは、自分の言語による簡単なフレーズをバスク語に翻訳依頼することもできる。バスク語を知っていようがいまいが、世界中の人びとに対して、バスク語を実際にほんの少し発音してみる機会を提供し、バスク語に親しんでもらおうという試みである。

もっとも、エチェパレ・インスティテュートの活動のほとんどが、第三者が主催するイベントに参加するタイプか、第三者との連携によるタイプである。いずれの場合も、大半が、公募を通して必要経費の一部ないし全部を助成する補助金事業である。実際、エチェパレ・インスティテュ

ートの年間予算の約6割がこうした補助金事業に支出されている。

第三者が主催するイベントに参加した事例としては、ブック・フェアー(フランクフルト、イスタンブール、グアダラハラ等)、言語フェアー(言語博覧会[エキスポラング]、国際バスク語の日、国際母語の日等)、映画祭(メキシコ・スペイン映画祭、カンヌ国際視聴覚デジタルコンテンツ市、ブリュッセル短編映画祭、バーミンガム・バスク・ガリシア・カタルーニャ映画祭等)、文学フォーラム(パスポート文学祭等)などが挙げられる。これらの機会を利用して、バスク語を用いた作品・作者の紹介を、パフォーマンスを交えて行うのである。

ートの年間予算の約6割がこうした補 【表1】エチェパレ・インスティテュートとの協定に基づき、バスク語ノバスク文

化の講座が設けられている大学一覧		
国名	大学数	大学名
スペイン	6	バルセロナ大学、バルセロナ自治大学、マドリード・コ ンプルテンセ大学、バレンシア大学、遠隔教育大学、 アルカラ大学
フランス	1	パリ第3新ソルボンヌ大学
英国	2	バーミンガム大学、リヴァプール大学
ドイツ	3	ベルリン自由大学、フランクフルト大学、コンスタンツ 大学
イタリア	1	ローマ市民大学
フィンランド	1	ヘルシンキ大学
ハンガリー	2	セゲド大学、エトヴェシュ・ロラーンド大学
チェコ	1	マサリク大学
ポーランド	2	ワルシャワ大学、ポズナニ大学
ロシア	1	モスクワ大学
米国		アイダホ州立ボイジー大学、シカゴ大学、スタンフォー ド大学、カリフォルニア大学サンタ・バーバラ校、 ニューヨーク市立大学
メキシコ	3	国立自治大学、モンテレーエ科大学、イベロ・アメリカ 大学
アルゼンチン	2	南部大学、ラプラタ大学
チリ	4	チリ大学、チリ・ポンティフィシア・カトリック大学、バルパライソ・ポンティフィシア・カトリック大学、バルパライソ大学
ウルグアイ	1	共和国大学
計	35	

補助金事業の中核を占めるのが、世界の高等教育機関と協定を結んで、バスク語/バスク文化の「冠講座」を開講する高等教育支援事業である。【表1】に示したとおり、2011 年現在、世界 15 か国の計 35 の大学との間で協定が結ばれている。2011 年のデータは未公開だが、2010 年時点では、約 20 の大学において 700 人前後の学生がバスク語/バスク文化を学んでいた。協定の内容は各大学によってまちまちだが、一例を挙げると、3年契約、最低 30 人の受講生、教員は公募、諸経費の半分をエチェパレ・インスティテュートが負担、といったような案配である。シカゴ大学とニューヨーク市立大学では、バスク語学者のコルド・ミチェレナ Koldo Mitxelena と現代バスク語文学の旗手ベルナルド・アチャガ Bernardo Atxaga の名前を冠したチェアー(講座)が、それぞれ設けられている。また、2011 年からは、バスク語/バスク文化の講座を担当する大学教員を養成するための夏期講座「バスク研究エクセレンス」が開催されている。

このほかの連携活動としては、バスク・ディアスポラ社会と連携したバスク語プロモーション活動(メキシコ・バスク週間、アルゼンチン・バスク民族週間等)、類似の言語文化対外普及機関であるセルバンテス文化センターやラモン・リュイ・インスティテュートとの協同作業、諮問機関としての役割が期待されるバスク語アカデミーと連携などが挙げられる。

ちなみに 2012 年度予算として、エチェパレ・インスティテュートには 260 万ユーロ(約 2,700 万円)の事業運営費(自己資産を除く)が計上されている。

4. 論点

前節で見てきたエチェパレ・インスティテュートの活動は、本稿執筆時点で、実質的な開始から1年ほどしか経過しておらず、評価するには時期尚早であろう。しかし、同機関の設置理念や、過去1年間の事業運営の中から、今後議論を呼ぶことになると思われる論点をあえて抽出してみたい。具体的には、機関名称、活動の領域性と民族性、権限分掌、対外普及の目標の4つである。

4-1. 機関名称

言語文化の対外普及機関の中には、ドイツのゲーテ・インスティテュート、イタリアのダンテ・アリギエリ協会、スペインのセルバンテス文化センター、ポルトガルのカモンイス学院などのように、当該国の国民文学の創設に貢献した文豪の名前を冠するものが散見される。

エチェパレ・インスティテュートもそうした事例に漏れず、機関名称はベルナト・エチェパレ Bernat Etxepare (7)の名前に由来する。彼の生没年は不詳だが、1470年代から1480年代頃に、現フランス領バスク地方のサン・ジャン・ピエ・ドゥ・ポール町付近に生まれたらしい。16世紀の宗教戦争に際し、領地が現スペイン領内にあるナバーラ王国からカスティーリャ王国、さらにはフランス王国へと変転する中で、地元のカトリック司祭として寿命を全うした彼を一躍有名にしたのは、1545年にボルドーで刊行された著作『バスク初文集』である。

この詩集は、ラテン語で書かれた表題を除けば、序文と 15 の韻文詩がすべてバスク語で綴られている。原書は1部のみ残存し、パリの国立図書館に保管されている。表題が示唆するとおり、本書は、バスク語で書き綴られた書籍としては、現存する最古のものである。事実、その序文において、エチェパレは、バスク語で書き綴った最初の人間であることの自負を滔々と語っている。もっとも本書は、古いバスク語に関心を示した言語学者や、司祭にしては赤裸々な



世俗愛を歌った詩の内容に興味を持った文学者を除けば、 20 世紀に入るまで、バスク人の記憶からおよそ忘却されてい た。

エチェパレに今日の名声をもたらしたのは、詩集の最後を飾 る2編のバスク語讃歌である。なかでも「歩合わせ(コントラパ ス)」の詩は、「バスク語よ、世界に出でよ!」というメッセージを 伴い、バスク語復権運動が興隆していた 1960 年代以降のバ スク社会に、またたく間に流布したのであった。そこには、この 詩に親しみやすい旋律を付けて歌ったシンガー・ソングライタ ーのシャビエル・レテ Xabier Lete の功績がある。このように、 エチェパレはバスク語文学の門出あるいはバスク語の擁護者 としてきわめて象徴的な存在であり、バスク語の対外普及機 『バスク初文集』の扉 関に冠する名称として格好の人材であった。

【写真1】B. エチェパレ著

言語の対外普及機関が機関名称に個人名を冠している場合、通常その人物は、機関の本 拠が在する国家の領土内の出身者である。ところがエチェパレ本人は、機関としてのエチェパ レ・インスティテュートが在する現スペイン領ではなく、現フランス領の出身である。この事実は、 バスク語あるいはバスク文化の淵源としてのバスク・ホームランドが、現スペイン領のみならず 現フランス領にも跨っているという、バスク・ナショナリズムに通じる意識が背景にあることを暗 示する。エチェパレの人物像がバスク語を解する人びと以外にあまり知られていないことから、 現時点では機関名称に関する論議は起きていない。しかし、彼の出自が広く周知されていけ ば、とりわけスペインやフランスの公的機関から何らかの疑義を抱かれる可能性は、否定でき ないだろう(8)。

4-2. 領域性と民族性

既述したとおり、エチェパレ・インスティテュートの活動が行われる地理的範囲は、「バスク自 治州の外」と規定されている(『設置法』第1条)。 同機関は、スペインのバスク自治州政府が設 置した公的機関であるから、同機関の「対外」活動が「バスク自治州の外」にあることは、ある意 味ごく当然のことであろう。

が、ここで問題となるのは、地理的にバスク自治州の外部に位置して、一定以上のバスク語 話者の言語共同体を抱える領域の存在である。想定されるのは、フランス領バスク地方、スペ イン領内のナバーラ自治州、バスク自治州内に点在する他の自治州の飛び地(エンクラーヴ)、 バスク・ディアスポラ社会の四つであろう。このうち、エチェパレ・インスティテュートの活動が実 践されているのは、現時点でバスク・ディアスポラ社会のみである。

フランス領バスク地方とナバーラ自治州で、同機関の活動が見受けられない理由の一つは、 これら2領域が「バスク・ホームランド」の一部であって「外地」ではない、という意識が働いてい るからだと言われる。そして、いま一つの説明は、これらの2領域では、限定的ながらも、当地 の公的機関がバスク語教育に対する支援を行っているから、バスク自治州のエチェパレ・イン スティテュートが支援するには及ばない、というものである。

順序が逆になるが、後者の説明に対しては、当地の公的支援が不十分だからこそ、エチェ パレ・インスティテュートが補完的援助を行うのだ、という理屈づけがあってもおかしくない。実 際のところ、自治権の程度を比較するまでもなく、フランスバスク地方とナバーラ自治州のバスク語/バスク文化に対する公的支援は、バスク自治州のそれにはるかに及ばない。こういうわけで、PNV(バスク・ナショナリスト党)政権下では、バスク自治州政府の資金がこれら2領域のバスク語教育関連組織に流れていた。資金の流れが止まったのは、2009 年のPSOE(スペイン社会労働党)政権発足後のことである。

この資金援助の事例を前者の説明と関連づけるならば、フランス領バスク地方とナバーラ自治州が「バスク・ホームランド」の一部だという意識を有するのは、これらの2領域に資金を投じないPSOEであって、そこに資金を投じていたPNVではないことになる。ところが現実には、フランス領バスク地方とナバーラ自治州をも含む「バスク・ホームランド」を高唱しているのは、バスク・ナショナリストのPNVである。ゆえに、この「バスク・ホームランド」説も、説得力に乏しい。

なお、バスク自治州内飛び地では、当地を所轄する公的機関がバスク語教育を援助する事例がない。だが、地理的にバスク語圏に近接していることと、飛び地内の人口が少数であるため、バスク自治州政府からすれば、支援したところで、政治経済的メリットに乏しい。したがって、バスク自治州政府の対外支援の対象に入っていない。

ところで、『設置法』の冒頭、法案提出理由説明の中で、エチェパレ・インスティテュートの目的は、畢竟するに、バスク語とバスク文化を広め、歴史・文化・交易上の繋がりを持つ世界のバスク系コミュニティに接近することだと言明されている。であれば、エチェパレ・インスティテュートの対外普及活動の主たるターゲットは、在外のバスク系同胞なのか。

上述した、世界の高等教育機関におけるバスク語講座(【表1】)の分布から見ると、南北アメリカ大陸の大学は、数世代にわたるバスク系同胞コミュニティが存在している場所に立地している傾向がある。これに対して、ドイツを除く西欧の大学は、バスク人の学生や若手企業人が多数集まる国際的都市に立地している。ドイツ・東欧・北欧の大学の場合は、バスク系同胞コミュニティの存在がつねに確認されるわけではないが、言語学・民族学的関心の高い土地柄を反映している。これらのわずかな事実からは、バスク語講座のターゲットが、どちらかというと、在外バスク系同胞に重きを置いているように思える。

じつは、バスク自治州政府の外郭団体であるHABE(成人のためのバスク語教育・識字化団体)が、1980年代より、在外バスク系同胞に対するバスク語教育を、高等教育機関以外の場で支援してきている事実が存在する。HABEとエチェパレ・インスティテュートの活動には、重複する要素があるため、将来的には両者を統合する案が浮上しつつある。ともあれ、このHABEの活動からも、バスク語の対外普及が、現時点では、在外バスク系同胞に照準があるように思われる。

一方でエチェパレ・インスティテュートは、2011 年1月に、セルバンテス文化センターとの連携協力に関する合意文書を取り交わした。本部事務所以外に固有の施設を持たないエチェパレ・インスティテュートは、世界に80箇所近く分布するセルバンテス文化センターの施設を利用して、バスク語とバスク文化の対外普及を推進したい意向である。ここで、対外普及の対象者が必ずしも在外バスク系同胞に限らないことは、明らかである。むしろ、場合によってはカスティーリャ語を通しての、バスク文化のパフォーマンスを上演していくことが念頭にある。

現時点では、バスク語の対外普及は在外バスク系同胞という民族性の強い集団をターゲットとし、バスク文化の対外普及は民族性に固執しないより広範な人間集団をターゲットとする傾向にある、と言ってもさほど的外れではなかろう。いずれにせよ、エチェパレ・インスティテュート

の活動について、それが実践される地理的領域と、それが対象とする人びとの属性については、今後同機関の活動が展開していく中で、より体系的な精査が求められよう。

4-3. 権限分掌

現行の 1978 年スペイン憲法によれば、国際関係に係る事項は、国家が排他的権限を有する(第 149 条1項3)。一方で、文化、研究、あるいは自治州固有の言語の教育の振興については、自治州が権限を有する(第 148 条1項 17)。では、自治州固有の言語・文化を、国境を超えて対外的に普及する事業を助成する権限は、自治州にあるのか、それとも国家にあるのか。この権限分掌の問題が、3つめの論点である。

法的根拠や法的解釈はさておき、現状からすれば、そうした権限は自治州政府にある。国家の専管事項を定めた憲法第149条1項に列挙されていない事項については、第149条3項の規定により自治州の管轄とすることができるから、少なくとも不当な解釈ではなかろう。ところが近年、カスティーリャ語(スペイン語)とスペイン文化の対外普及を任務とするセルバンテス文化センターが、カスティーリャ語だけでなく、自治州固有の言語であるバスク語、カタルーニャ語、ガリシア語の対外普及を掲げるようになった。これは、バスク語、カタルーニャ語、ガリシア語を、スペイン文化の一部と捉えているからなのだろうか。

また、1979 年のバスク自治州憲章(ゲルニカ憲章)第6条4項は、バスク語の擁護と育成のために、海外諸国と文化的関係を樹立する許可をスペイン国会に請求する権利を自治州政府に付与している。だが、エチェパレ・インスティテュートが海外の高等教育機関と協定を締結するに当たっては、自治州政府のみの判断で動いている。

さらにまた、グローバル社会を反映して2006年に発布された「在外スペイン市民権憲章」は、 在外スペイン国民と(一定条件下における)その子孫に対して、スペイン本土に留まって生活 するスペイン国民と同等の市民権を付与することを謳った。そこには、スペイン本土の言語の 教育を受ける権利も含まれているから、例えばエチェパレ・インスティテュートやセルバンテス 文化センターに、在外スペイン同胞が馳せ参じることは、十分あり得ることである。権限分掌と の関連では、この「在外スペイン市民権憲章」は、在外スペイン市民の諸権利を保障するため に、国家と自治州が連携協力することを規定した。けれども、連携協力のあり方、すなわち権 限分掌の線引きにまでは踏み込んでいない。

このように、スペインにおける在外同胞支援に係る法的整備は、言語ないし文化の対外普及 政策を例にとっても明らかなとおり、現状では必ずしも十全でない。したがって、対外言語普及 策がさらに進展していけば、はたまた同様の施策を採用する自治州が今後増えていけば、国、 自治州、県そして基礎自治体の各レベルの現行法が想定していない事態に、この先われわれ は直面する可能性がある。

4-4. 何のための対外普及か

論点の最後は、何のために言語あるいは文化を対外普及するのか、というきわめて根本的な 問いである。

本稿の冒頭で述べたとおり、歴史的に見ると、言語ないし文化の対外普及は、近代以降、国 民国家の外交戦略と密接に関連し、その外交戦略は、往々にして植民地主義ないし帝国主 義の様相を呈した。普及の対象となったのは、ほとんどの場合、当該国民国家の国家公用語 であり、はたまた当該国家の国民文化であった。

このような歴史的経緯の中で、バスク語は、国家公用語としてのカスティーリャ語あるいはフランス語を目前にして、公的空間における諸権利を剥奪された「少数言語」へと成り下がっていった。しかし、バスク人意識を堅持してきた人びとは、1960年前後より興隆したバスク語復権運動を通じて、バスク語の言語規範(正書法)を確立し、1979年以降は限定的ながらも地方自治権を回復させた。そして今や、あらたに甦ったバスク語を、国境を超えて対外的に普及させようと企てている。ここに、かつて対外的には植民地主義や帝国主義と連動し、対内的にも少数言語を抑圧した、いわゆる「大言語」と同じ轍を踏む危険性はないだろうか。

今日でもバスク語の話者数はおよそ863,000人にすぎないが、インターネット上で用いられる 頻度の高い言語として第38位にランクインしている。いったい、二言語政策を採用する自治州 政府によって対外普及に着手したバスク語は、もはや「少数言語」の範疇に留まっていないの ではないか。

統計がないので憶測の域を出ないが、今日、バスク自治州、ナバーラ自治州、フランス領バスク地方を除いた世界の諸地域でバスク語を学習している人びとの数は、多く見積もっても1万人を超すことはないだろう。ここから推察されることは、エチェパレ・インスティテュートの活動の当面の主眼は、「外地」におけるバスク語話者の絶対数を増やすことよりも、たとえば武装闘争による政治独立を目指す集団に関連した負のバスク・イメージを好転させることにあるだろう、ということである。

じつは、エチェパレ・インスティテュートのこうしたスタンスは、ラモン・リュイ・インスティテュートのスタンスとともに、セルバンテス文化センターの直近の活動に影響を与えたと思われる節がある。既述したように、今日のセルバンテス文化センターでは、カスティーリャ語のみならず、バスク語、カタルーニャ語、ガリシア語の受講も可能となっている。ネブリーハの『カスティーリャ語文法』上梓とコロンブスの「新大陸発見」を経験した 1492 年から 500 周年を記念するかのように設置された同センターは、「西洋文明の人道的・倫理的価値を広めた」功績により、英・仏・独・伊・葡の対外言語普及機関とともに、2005 年度のアストゥリアス皇太子賞を受賞した。それが今では、スペインの一大特色として「多言語主義・多文化主義」の対外普及を標榜しているのである。

多言語主義や多文化主義が現代社会で幾多の試練に晒されていることを知っているわれわれとしては、それほど楽観的になれないのだが、対外イメージの好転、あるいは多様性の認知といた言説が、当座の対外言語・文化普及政策の主たる目標に掲げられていることは、認めざるを得ないだろう。

5. 結び

以上、バスク語とバスク文化の対外普及を目指すエチェパレ・インスティテュートの組織と活動の概要を鳥瞰してきた。スペインという文脈においては、中央政府のみならず、個々の自治州政府もが、自らの言語ないし文化を、国境を超えて世界に普及させる政策に着手している。この動向は、ガリシア自治州やアンダルシア自治州などにも波及していくことが十分に予想される。中央政府と自治州政府の権限分掌など、現時点では法的整備が十全でないが、社会の現実に合わせて、法整備あるいは法解釈が深化していくのではないかと予期される。

一方で、サブ・ナショナルな政治・行政単位がこの種の政策を実践している事例は、まだまだ

世界の中でも稀であり、比較考察を行おうにも、欧州においてはバスク語とカタルーニャ語の事例くらいしか、即座に思いつかない。だが、エチェパレ・インスティテュート(あるいはラモン・リュイ・インスティテュート)の事例が何らかの新たな視点を提起するとすれば、それは、往々にして既存の主権国家枠組と一体化して語られる「文化外交」または「パブリック・ディプロマシー」の一類型として、必ずしも国家に回収されない言語や文化の対外普及政策のあり方ではなかろうか。

本稿は、エチェパレ・インスティテュートの活動意義に対する結論を導き出すものではなかった。活動を開始したばかりの同機関をめぐって近い将来喚起されるであろう若干の論点を提示するという、初歩的な役割を引き受けたにすぎない(9)。

注

- (1) 本稿は、2011 年8月 11 日に愛知県立大学高等言語教育研究所が主催した「第9回言語教育研究会」における筆者の報告「バスク語の存続・教育から対外普及へ一『バスク・インスティテュート・エチェパレ』をめぐる論点ー」に基づき、書き下ろしたものである。
- (2) 言語の対外普及政策を正面から扱ったわけではないが、言語研究が植民地政策を正当化するのにいかに利用されてきたかを暴き、後に対外言語普及政策研究の観点から多々言及されるようになった先駆的研究として、ここで Louis-Jean Calvet の Linguistique et colonialisme, petit traité de glottephagie, 1974(砂野幸稔訳『言語学と植民地主義 ことば喰い小論』 2006 年) を挙げないわけにはいくまい。
- (3) 国際政治学者のジョセフ・ナイ Joseph Nye が 1980 年代末に提唱した概念。国家が、武力 や経済力などの強制力ではなく、自国の文化に対する魅力や理想的な政治理念に対する 共感を得ることによって、国際社会における信頼や発言力を獲得する能力のこと。
- (4) Instituto Cervantes。1991 年設立。カスティーリャ語(スペイン語)圏を除いた世界の約 80 箇所に活動拠点を有す。機関名称の日本語定訳はないが、本稿では、Instituto Cervantes Tokio のホームページ・ポータル画面の日本語訳を採用した。
- (5) Institut Ramon Llull。2002 年設立。本拠は、カタルーニャ自治州のバルセロナとバレアレス諸島自治州のパルマ・デ・マリョルカの2箇所にある。
- (6) ウェブサイトは www.euskaramundiala.net を参照されたい。
- (7) いくつかの表記法が存在する。ラテン語式で Bernarudum Dechepare、バスク語式で Bernat/Beñat Etxepare、スペイン語式で Bernat Etxepare、フランス語式で Bernard Detchepare。
- (8) エチェパレ・インスティテュートの機関名称は、『設置法』バスク語版では、スラッシュを挟んでバスク語と英語の2言語で表記される(Etxepare Euskal Institutua/Basque Institute)。ところが、『設置法』カスティーリャ語版では、スラッシュより前半がカスティーリャ語とバスク語を合体させた形で、後半が英語で表記されている(Instituto Vasco Etxepare Euskal Institutua/Basque Institute)。バスク語版には、カスティーリャ語表記名称が欠落している。英語名称を設定したのは、対外普及という使命を意識してのことである。
- (9) 本稿を脱稿する直前の2011年11月のスペイン総選挙において、PP(国民党)が「歴史的勝利」を収め、政権の座に返り咲いた。これまでPPは、言語・文化の対外普及政策に反対の立場を取ってきた。今後の推移を注視する必要があろう。

[参考文献]

大谷泰照ほか編『EUの言語教育政策-日本の外国語教育への示唆』 くろしお出版 2010 年。

津田幸男『英語支配の構造-日本人と異文化コミュニケーション』 第三書館 1991 年。 日本比較教育学学会編『比較教育学研究 特集 対外言語政策』第37号 2008年。

萩尾生「『バスク文化』振興におけるナショナリティとテリトリアリティ」、小森宏美・原聖編『ヨーロッパのナショナリティとテリトリアリティ』 CIAS Discussion Paper No.7 京都大学地域研究統合情報センター 2009年。

三浦信孝・糠谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店 2000 年。

渡辺靖『文化と外交 パブリック・ディプロマシーの時代』中央公論新社 2011年。

Louis-Jean Calvet, *Linguistique et colonialisme*, *petit traité de glottephagie*, Payot, 1974 (砂野幸稔訳『言語学と植民地主義 - ことば喰い小論』三元社 2006 年)

David Crystal, English as a Global Language, Cambridge Univ. Press, 2nd edition, 2003.

Instituto Cervantes, Enciclopedia del español en el mundo, 2006.

International Journal of the Sociology of Language, No.95, 1992.

International Journal of the Sociology of Language, No.107, 1994.

Clare Mar-Molinero, "The European Linguistic Legacy in a Global Era: Linguistic Imperialism, Spanish and the *Instituto Cervantes*" in C. Mar-Molinero and P. Stevencon (eds.), Language Ideologies, Policies and Practices. Language and the future of Europe, Palgrave Macmillan, 2006.

Juan Carlos Moreno Cabrera, El nacionalismo lingüístico. Una ideología destructiva, Península, 2008.

Robert Phillipson, Linguistic Imperialism, Oxford Univ. Press, 1992.

-, Linguistic Imperialism Continued, Routledge, 2010.

[資料]

- LEY 7/1991, de 21 de marzo, por la que se crea el Instituto Cervantes, in *BOE* núm. 70, viernes 22 marzo 1991. [セルバンテス文化センター設置法]
- 3/2007 LEGEA, apirilaren 20koa, Etxepare Euskal Institutua/Basque Institute Sortzeko eta Arautzekoa, *EHAA* 2007ko maiatzak 10, osteguna, 89 ZK. [エチェパレ・インスティテュート設置法]
- HUTSEN ZUZENKETA, ondoko dekretuarena: <<88/2008 Dekretuta, maiatzaren 13koa, Etxepare Euskal Institutua / Basque Instituteren antolakuntza- eta jarduera- Araudia onartzen duena.>>, EHAA 2008ko ekainak 20, ostirala, 117 ZK. [エチェパレ・インスティテュートの運営・管理に関する政令]

[ウェブサイト]

http://www.etxepareinstitutua.net/ [エチェパレ・インスティテュート]

http://www.habe.euskadi.net/s23-5492/eu [成人のためのバスク語教育・識字化団体 HABE]

http://www.lehendakaritza.ejgv.euskadi.net/r48-11672/eu/ [バスク自治州政府内閣府対外政策関連のHP]

http://www.cervantes.es/default.htm [セルバンテス文化センター]

http://www.llull.cat/_eng/_home/index.cfm [ラモン・リュイ・インスティテュート]

※ 本稿作成においては、平成21年度~平成23年度科学研究費補助金基盤研究(C)「バスク・ディアスポラ政策におけるナショナリティとテリトリアリティ」(研究代表者:萩尾生、課題番号21510258)の成果の一部を援用した。

SUMMARY

Basque Language Policy from Protection and Promotion toward Overseas Spread
- Prospective Issues around the Etxepare Basque Institute -

Sho Hagio Nagoya Institute of Technology

Historically speaking, certain European modern nation-states have engaged directly or indirectly in a language/culture spread policy, which was often closely related to colonialism and imperialism. Today, mission of language/culture overseas spread is attributed, in the name of "public diplomacy" or "soft power", to such private organizations of public character as British Council, Alliance Française, Goethe Institute, Instituto Cervantes and so on.

What has been common in the language/culture overseas spread policy is that the target language to be diffused is the official language of a given state, and that the target culture to be propagated is the national culture recognized by the given state. In Spain, however, three sub-state entities have recently launched a respective organization, whose mission is to spread their proper language and culture over the whole world: *Etxepare Basque Institute* in the case of Basque Country and *Ramon Llull Institute* in the case of Catalonia and the Balearic Islands.

This article aims at seeking any significance of the sub-state entities' engagement in the language/culture overseas spread policy, by taking the case of Etxepare Basque Institute, which was established in 2007. After giving an overall description of the Institute, the author tries to point out the following prospective issues around the activities of the Institute: 1) division of competence between the central government and the autonomous governments, 2) demarcation of nationality and territoriality seen in the activities of the Institute, and 3) goal of the language/culture overseas spread.

In view of the recent establishment of the Etxepare Basque Institute, the author suggests several points of view for further comparative studies on the language spread policy in general, rather than draws a hasty conclusion.